

# 令和8年度防災啓発広報事業

## 企画・製作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

危機管理本部

## 令和8年度防災啓発広報事業 企画・製作業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 背景及び目的

本市では、市民全体の防災意識の向上、各家庭や地域における「自助」「共助」の取組を促進することを目的として、災害時に想定されるリスクを広く市民に伝え、日頃防災に対する意識が低い若年世代にも行動変容を促す取組を進めてきた。令和5年度からは、世代や対象に応じた多様な啓発手法として、「備える。かわさきマガジン」の発行や「川崎市ぼうさいチャンネル」(YouTube)における動画配信、さらに令和7年度には「在宅版・備える。かわさき」の発行など、複数の媒体を活用した広報を実施している。

一方、令和5年度末をもって機能廃止となった旧南部防災センターについては、今後解体工事が予定されており、その期間中には敷地の仮囲い等を活用した地域への防災啓発を行うこととしている。

本業務では、

1. 旧南部防災センター解体工事に伴う仮囲い装飾(令和8年8月下旬掲出予定)の企画・製作・施工
2. 「備える。かわさきマガジン」年3回の企画・製作・発行
3. 「備える。かわさき～みんなで学ぶ防災動画～」年3本の企画・製作

の3つを一体的に実施する。

これらの業務を一括して委託することで、デザインやコンセプトの統一によるブランド力の向上、効果的な啓発及び業務効率化を図ることを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 件名

令和8年度防災啓発広報事業 企画・製作業務委託

#### (2) 履行場所

危機管理本部 ほか

#### (3) 履行期間

契約日から令和9年3月23日(火)

#### (4) 委託上限金額

4,580,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は上限を示すものであり、契約金額を示すものではない。

#### (5) 業務内容

本業務の受託者は、記事及び動画の作成・編集・デザイン等、防災啓発広報事業の製作に必要な業務全般を行う。なお、詳細は別添の「仕様書」を参照のこと。

#### (6) 契約形態

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

### 3 参加資格

この企画提案に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格名簿に業種・種目「99その他業務 08広告代理店又は99そ

の他」に登載されている者

- (4) 製作実績について、次の要件を全て満たすこと。
- ア 川崎市または他自治体にて、市政情報を発信する広報誌及び啓発動画の製作実績を過去3年間に1件以上有すること。
  - イ 防災啓発に資する広報物（冊子及び動画）の製作実績を過去3年間に1件以上有すること。
  - ウ 屋外装飾や仮囲い・仮設フェンス等を用いた大判グラフィック装飾の企画～製作まで一貫対応した実績を過去3年以内に1件以上有すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員と密接な関係を有することのない者
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- (8) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

#### 4 プロポーザル実施スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

項目	実施期間・期日	提出資料等
実施要領の公表	令和8年3月4日（水）	市ホームページに掲載
質問書受付期間	令和8年3月4日（水） ～令和8年3月17日（火）	質問書（様式2）
質問書への回答期限	令和8年3月23日（月）	メールにて回答
参加意向申出書の提出期間	令和8年3月4日（火） ～令和8年3月26日（木）	参加意向申出書（様式1） 契約実績を証する書類
提案資格確認結果通知	令和8年3月27日（金）	メールにて通知書を交付
企画提案書の提出期限	令和8年4月3日（金）	企画提案書 見積書（任意様式）
事前審査結果通知 ※提案者が5者を超える場合のみ	令和8年4月9日（木）頃	メールにて通知書を通知
プレゼンテーション及び質疑応答の実施	令和8年4月15日（水）	
選定結果の通知	令和8年4月22日（水）頃	選定結果通知書 （メールにて結果通知書を送付）
選定結果の公表	令和8年4月23日（木）頃	市ホームページに掲載
契約締結	令和8年4月24日（金）以降	

※日程は変更する場合があります。

## 5 各項目の参加手続き

### (1) 事務の受付及び実施

ア プロポーザルに係るすべての事務の受付及び実施は事務局で行う。

イ 受付時間等は平日の午前9時から午前12時、午後1時から午後5時までとする。

### (2) 事務局

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎6階

危機管理本部危機管理部 啓発担当 福田、小林

電話 044-200-2894（直通）、FAX 044-200-3972、E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

### (3) 参加意向申出書の提出

企画提案に参加を希望するものは、次により参加意向申出書（様式1）及び契約実績を証する書類（契約書の写し等）を持参又は郵送（郵送の場合は必着）により提出すること。

#### ア 提出期間

令和8年3月4日（水）午前9時から令和8年3月26日（木）午後5時まで（必着）

#### イ 提出先

事務局

#### ウ 提出方法

持参又は郵送

#### エ 提出書類

・参加意向申出書（様式1） 1部

・契約実績を証する書類（契約書の写し等） 1部

### (4) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した者には、参加資格要件を確認し、参加資格の有無を提案資格確認結果通知書により交付する。原則、参加意向申出書に記載の電子メールアドレスに送信する。

※3月30日（月）正午までにメールが到達しない場合は、事務局まで電話連絡をすること。

### (5) 説明会

本委託に係る説明会は実施しない。

### (6) 質問の受付及び回答

仕様書等の内容に関する質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

#### ア 質問方法

質問書（様式2）を使用し、持参、電子メール又は郵送により送付すること。（電子メールで送付した場合は、事務局に電話にて到着確認を行うこと。）

#### イ 質問書の提出先

事務局

#### ウ 受付期間

令和8年3月4日（水）から令和8年3月17日（火）午後5時まで（必着）

#### エ 回答方法

令和8年3月23日（月）までに、電子メールにて回答書を送付する。

(7) 企画提案書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は必着）

イ 提出先

事務局

ウ 提出期限

令和8年4月3日（金）午後5時まで（必着）

エ 提出書類

企画提案概要 正：1部、副：1部

ラフデザインの見本 正：1部、副：1部

製作実績 正：1部、副：1部

(ア) 見積書 正：1部、副：1部

(イ) ※副本（各1部）には、ページ内に提案社名を入れないこと。電子媒体により、副本のPDFデータの提出も行うこと。

(エ) オ 参加の辞退

参加意向申出書の提出後、参加の辞退を行う場合は、辞退届（様式3）により申し出ること。参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

## 6 企画提案書の作成要領

企画提案書は、別添「仕様書」の内容を踏まえた上で、次のとおり作成すること。

(1) 企画提案概要（A4判10ページ以内）

作成にあたり、次の事項を盛り込むこと。

ア 業務スケジュール

イ 業務の実施体制（人員配置、役割分担など）

ウ 事業者による独自の防災啓発広報事業内容の提案や製作助言・支援についての提案、広報誌・動画製作業務における事業者の強み、特長など

エ 防災啓発広報事業の全体コンセプト

※仕様書の「1目的・全体像」の内容を踏まえること。

(2) 仮囲い装飾ラフデザインの見本（おおよその仕上がりイメージがわかるもの）

別添「仕様書」に基づき、旧南部防災センター仮囲いのラフデザイン見本を作成すること。

ア 仮囲いについて、市民の防災意識を高め、世代を問わず多くの人に印象に残るデザインを意識して作成すること。

イ ラフデザインのため、全ての仮囲いデザインや細かなイラスト等まで描く必要はない。ただし、イメージが掴めるよう、デザインのレイアウトや、イラストのラフやイメージ写真等を使用して作成すること。

※企画提案書の作成にあたっては、社名が分からないようにすること。

※提出書類作成に係る費用は、提案者の負担とする。

※提案に当たっては、市ホームページの以下の情報なども参考にする。

・日頃の備えに役立つ冊子やツールの紹介

<https://www.city.kawasaki.jp/bousai/category/292-1-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

・川崎市ぼうさいチャンネル

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000165935.html>

(3) 広報誌等の製作実績（様式自由）

川崎市または他自治体にて発行した広報誌を作成した実績について、作成した誌面の見本を1～2種類提出すること。（データ提出を推奨）

(4) 見積書（様式自由）

## 7 審査方法

(1) 事前審査（書類審査）

5者を超える提案者があり、受託者の選定に著しい支障が生じると認められる場合は、別に定める本市内部の「令和8年度防災啓発広報事業 企画・製作業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下、委員会という。）」において、「8 審査基準及び配点」の評価項目、業務受託実績、見積額等を基に事前審査を行い、上位5者を選定し、4月9日（木）頃、各社宛てメールにて通知を送付する。ただし、見積額が委託上限金額（4,580,000円）を超えている場合は、ただちに不合格とする。

なお、事前審査を行わなかった場合は、通知を行わないものとする。

(2) プレゼンテーション審査

提案者（5者を超える場合は、事前審査の上位5者）を対象に、委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、「8 審査基準及び配点」で定めた選定評価基準を基に項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の受託候補者とする。

ア 実施日

令和8年4月15日（水）

※実施時間については、別途連絡する。

イ 場所

(ア) 川崎市役所本庁舎6階 災害対策本部事務局室

(イウ) プレゼンテーションの方法等

(イ) 契約後に本業務に携わる者が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加すること。

(イエ) 出席者は3名以内とする。

プレゼンテーションは20分以内とする。

(イ) プレゼンテーション後に、ヒアリング（質疑応答）を10分程度で行う。

プレゼンテーションの場で、パソコン、プロジェクター等の機器の使用については、別途提案者

(イ) あてに通知するものとする。

エ 選定結果の通知

プロポーザルの評価結果及び受託候補者が危機管理本部委託業務等指名選定委員会にて承認された後、4月22日（水）頃、提案者宛て結果通知書を送付するものとする。

選定決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要するものとする。

## 8 審査基準及び配点

評価項目及び評価指標は、選定評価基準（様式4）を基に、委員会において提案内容の審査及び評価を行

い、最も高い評価を受けた提案者を受託候補者とする。また、採点の結果、最も高い総合点を獲得した者が複数の場合（同点の場合）は、選定評価基準（様式4）の「2企画・構成案」及び「3デザイン案」が最も高い点数の者を選定するものとする（それでも決定しない場合は、プロポーザル評価委員会の審議により選定する。）。なお、合計点数が満点の60%に満たない者は、受託候補者として選定しないものとする。

## 9 契約手続等

選考結果の通知後、本市と具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴取し、委託契約を締結する。なお、受託候補者との協議が不調となった場合は、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

- (1) 契約保証金は、川崎市契約規則第33条第5号に基づき免除とする。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成する。

## 10 その他

- (1) 採用された提案書等の記載事項は、契約時に仕様として採用する。ただし、本市及び受託者協議の上、提案内容の追加、変更、削除ができることとする。
- (2) 提案書作成及び提出に関する費用負担は提案者負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (4) 提出書類はすでに公表されているものを除き原則として非公開とし、提案者に無断で使用しないものとするが、プロポーザルに必要な範囲において複製を作成することはある。
- (5) 採用案の著作権は川崎市に帰属するものとする。